

とくしま農山漁村未来投資事業補助金交付要綱

(補助金の交付)

第1条 知事は、市町村及び関係団体等（以下「市町村等」という。）が行うとくしま農山漁村未来投資事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、市町村等に補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(事業及び経費等)

第2条 前条に規定する経費及びその補助率又は補助額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金交付申請書等)

第3条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

2 規則第3条の知事が定める書類は、補助金交付概要書（様式第1号別紙）とし、知事が定める期日は、別に定める。

3 市町村等は、交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

第4条 規則第5条第1項各号に掲げる事項、規則第15条の2に規定する事項及び次に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

(1) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合においては、その補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることがあること。

(2) 補助事業者は、補助事業に係る間接補助金（補助事業者が相当の反対給付を受けずに交付する給付金で、補助金を直接又は間接にその財源の全部又は一部として、かつ、当該補助金の交付の目的に従って交付するものをいう。以下同じ。）の交付の決定をする場合においては、補助金の交付の決定に付された条件並びに規則第16条及び第17条に定める事項と同一の条件を付すること。

(軽微な変更)

第5条 規則第5条第1項第2号の知事の定める軽微な変更は、次の各号に掲げる事項

以外のもので、別表に掲げる重要な変更以外のものとする。

(1) 事業目的の変更

(2) 補助事業完了予定年月日の変更（補助事業完了予定年月日の属する年度内の変更を除く。）

（変更の承認の申請等）

第6条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、補助金交付概要書を添付しなければならない。

3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第7条 補助事業者は、知事が別に定めるところにより、補助事業遂行状況報告書（様式第3号）を作成し、知事に提出しなければならない。

（実績報告書等）

第8条 規則第11条の実績報告書は、様式第4号による。

2 規則第11条の知事の定める書類は、補助金交付概要書、別に定める事業実績を記載した書類とする。

3 規則第11条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までにしなければならない。

4 第3条第4項ただし書きにより交付の申請を行った補助事業者は、実績報告の提出前に当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額するよう手続を行うものとする。

5 第3条第4項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、規則第11条の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には様式第5号により、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告しなければならない。

6 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部に相当する補助金の返還を命ずることができる。

7 補助事業者は、補助事業の実施中に県の会計年度が終了したときは、年度終了実績報告書（様式第6号）を作成し、3月31日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の請求）

第9条 規則第12条の規定による通知を受けた市町村以外の補助事業者は、補助金請求書（様式第7号）に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をし

なければならない。

(補助金の支払)

第10条 知事は、市町村である補助事業者に対しては規則第12条の規定による補助金の額の確定の通知をした後に、市町村以外の補助事業者に対しては前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

(補助金の概算払)

第11条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することがある。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、補助金請求書に別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(補助金調書等)

第12条 規則第16条の補助金調書は、様式第8号による。

2 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(財産の処分の制限)

第13条 規則第17条第2号及び第3号の知事が定める財産は、次に掲げるとおりとする。

(1) 取得価格の単価が50万円以上のもの

(2) その他知事が別に定めるもの

2 規則第17条ただし書きの知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）による期間とする。

3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(書類の提出方法)

第14条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、補助事業者の住所地を所管する徳島県総合県民局長又は東部農林水産局長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

別表（第2条、第5条関係）

経 費	補助率又は 補助額	重要な変更
		事業の内容の変更
とくしま農山漁村未来投資事業実施要領に基づいて行う次の事業に要する経費		
1 企画チャレンジ型		1 事業実施主体の変更
企画チャレンジ事業		2 事業費の30%を超える増減
ア ハード事業	6/10 以内	3 補助額の増減
イ セミハード・ソフト事業	1/2 以内	
2 政策実践型		
(1) 地域農業支援事業		
ア ハード事業	3/10 以内	
イ セミハード・ソフト事業	1/2 以内	
(2) 地域林業支援事業		
ア ハード事業	3/10 以内	
イ セミハード・ソフト事業	1/2 以内	
(3) 地域水産業支援事業		
ア ハード事業	3/10 以内	
イ セミハード・ソフト事業	1/2 以内	
(4) 施設園芸支援事業		
ア ハード事業	1/2 以内	
イ セミハード・ソフト事業	1/2 以内	
(5) 新規就農者支援事業		
ア ハード事業	1/2 以内	
イ セミハード・ソフト事業	1/2 以内	
(6) DX・GX 支援事業		
ア ハード事業	1/2 以内	
イ セミハード・ソフト事業	1/2 以内	
(7) 労働環境等整備事業		
ア ハード事業	1/2 以内	
イ セミハード・ソフト事業	1/2 以内	
(8) 地域計画実現事業		
① 地域計画実現産地育成支援事業	知事が定める額	
② 耕作放棄地フル活用事業	知事が定める額	
③ 事業承継加速化事業		
ア 農地や機械等の資産鑑定	知事が定める額	
イ 事業承継に要する契約手続	1/2 以内	
ウ 機械等の整備	3/10 以内	
エ 取組推進	知事が定める額	

3 緊急対応支援型 緊急対応支援事業	3/10 以内	
-----------------------	---------	--